

鹿児島県警察における通訳人の運用について（概要）

（平成22年6月22日 鹿務第1224号）

本通達は、通訳人の適正な運用のために「鹿児島県警察における通訳人の運用要領」を定め、外国人の関係する事件捜査への的確な対応を図ることを目的に制定したものである。

本通達の主な内容は、

- 運用上の留意事項
- 通訳事務の処理
- 通訳人の要件
- 通訳人の指定、委嘱等
- 通訳人の運用

等である。